

天草市公告第23号

公募型プロポーザルを行うので、次のとおり公告する。

平成27年4月6日

天草市長 中村 五木



1 設計者選定の概要

(1) 業務名

天草市本庁舎建設設計業務

(2) 建設地

天草市東浜町8番1号

(3) 敷地面積

約11,000㎡

(4) 延べ床面積

11,000～12,000㎡程度

(5) 用途地域

近隣商業地域(建ぺい率80%、容積率300%)

(6) 防火地域

指定なし

(7) 業務内容

ア 基本設計業務

天草市本庁舎建設工事及びこれに附帯する外構工事の基本設計に関する業務

イ 実施設計業務

天草市本庁舎建設工事及びこれに附帯する外構工事の実施設計に関する業務

(8) 業務委託期間

契約締結の日の翌日から平成28年12月まで

ただし、基本設計業務については、平成28年3月まで

(9) 予算額

135,000千円(消費税及び地方消費税含む)

(10) 本業務実施上の留意点

プロポーザル方式による設計者の公募(以下「プロポーザル」という。)における技術提案の内容は、設計者を選定するために提出を求めるものであり、設計業務の具体的な内容や成果品の一部を求めるものではない。また、設計業務の実施過程における協議等において計画条件等が変更されることがある。

(11) 選定委員会

設計者の選定は、別に定める天草市本庁舎建設設計業務プロポーザル選定委員会設置要綱

により設置する天草市本庁舎建設設計業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）の評価に基づいて行う。

なお、選定委員会の委員は次のとおり。

氏名	所属及び役職
位寄 和久	熊本大学大学院教授・工学部副学部長
田中 昭二	国土交通省九州地方整備局技術・評価課長
住吉 大輔	九州大学大学院人間環境学研究院都市・建築学部門准教授
金子 邦彦	天草市副市長
宮崎 哲彦	天草市総務部長
久田 琢磨	天草市建設部建築課長

2 事務局

プロポーザルの事務局は、次のとおりとする。また、プロポーザルに係る書類等は全て事務局に提出するものとする。

天草市総務部庁舎建設推進室

〒863-8631

熊本県天草市東浜町8番1号

電話（0969）23-1111

電子メールアドレス chosha@city.amakusa.lg.jp

3 参加資格要件

- (1) プロポーザルに参加するもの（以下「参加者」という。）は、単体企業であること。
- (2) 参加者に必要な資格等の要件は、特別の定めがある場合を除き、参加表明書の提出時点において満たしておくこと。
- (3) 参加者は、次の要件をすべて満たしておくこと。
 - ア 過去3年間において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する行為をしたものでないこと。
 - イ 平成25・26年度天草市一般競争（指名競争）入札参加資格者（測量・建設コンサルタント等）に登録されていること。または、平成27年4月27日（月）までに、平成27・28年度天草市一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）を提出し受理されていること。
 - ウ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
 - エ 平成27年4月27日（月）から契約日までの間のいずれかの日においても、天草市工事等請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成18年3月27日告示第126号）第2条第1項又は第3条第1項から第3項の規定による指名停止を受けていないこと。
 - オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申

立又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立がなされていないこと（更生手続き開始後又は再生計画の認可決定後、建築関係建設コンサルタント業務に係る入札参加資格の認定を受けた場合を除く。）

カ 法人及びその代表者（個人事業者の場合は、代表者）に法人税、市区町村税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

キ 平成12年4月1日から募集公告の日までの間に、国、都道府県及び市区町村（特殊法人、認可法人若しくは独立行政法人は除く。）が発注した延べ床面積7,000平方メートル以上の庁舎施設（新築設計業務に限る。）の基本設計及び実施設計に関する業務を元請として履行が完了した実績を企業として有すること。

ク 九州内に本社、支社又は営業所若しくは事務所を有し、入札・見積、契約締結、代金の請求・受領等の権限を本社代表者から代理人（支店長・営業所長等）に委任されていること。

(4) 参加者は本業務に関して次のとおり技術者を配置すること。

ア 管理技術者及び意匠主任技術者は、参加表明書の提出時点において、一級建築士の資格を有すること。

イ 各技術者に求める実績は以下のとおり。ただし、管理技術者は、同種業務の実績を1つは必ず有すること。

同種業務：平成12年4月1日から募集公告の日までの間に、延べ床面積7,000平方メートル以上の庁舎施設の基本設計又は実施設計に関する業務を完了した実績

類似業務：平成12年4月1日から募集公告の日までの間に、延べ床面積5,000平方メートル以上の庁舎施設又は本社ビル等の事務所ビルの基本設計又は実施設計に関する業務を完了した実績を有すること。

ウ 意匠、構造、電気設備及び機械設備の各主任技術者を、それぞれ1名配置すること。

エ 管理技術者及び意匠主任技術者は、参加表明書の提出時点において、参加者と直接的雇用関係を有すること。

オ 構造主任技術者は、参加表明書の提出時点において、構造設計一級建築士又は一級建築士の資格を有すること。

カ 電気設備主任技術者及び機械設備主任技術者は、参加表明書の提出時点において、設備設計一級建築士、一級建築士又は建築設備士の資格を有すること。

キ 管理技術者は、主任技術者を兼任してはならない。また、各主任技術者は、他の主任技術者を兼任してはならない。

ク 意匠主任技術者を除く各主任技術者については、協力者（協力事務所）を加えることができる。

※「庁舎施設」とは、国、都道府県及び市区町村の庁舎をいう。

※「管理技術者」とは、「建築設計業務委託契約書」（平成10年10月1日建設省 厚契発第37号）第15条の定義による。

※「主任技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担うものをいう。

※「協力事務所」とは、業務の一部を委任し、または請け負わせる事務所をいう。

(5) 参加に対する制限

ア 参加者1者につき1提案とする。

イ 協力者（協力事務所）は、本プロポーザルにおける参加資格を有せず、他の参加者の協力者（協力事務所）となることはできない。

(6) 失格要件

次のいずれかの要件に該当する場合は、その参加者は失格となることがある。

ア 選定委員及び事務局関係者に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合（実施要領に定める手続きは除く。）

イ 審査の公平性に影響を与える行為があったと選定委員会が認めた場合

ウ 実施要領の規定に違反すると委員長が認める場合

エ 指定する様式（以下「様式」という。）によらないほか、提出書類に関して次のいずれかに該当する場合

(i) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合

(ii) 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合

(iii) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(iv) 許容された表現方法以外の表現方法を用いている場合

(v) 虚偽の記載があるもの（契約締結後に事実関係が判明した場合においても、同様とする。）

(7) 費用負担

プロポーザルの応募等に係る一切の費用は、応募者の負担とする。ただし、一次審査通過者には、二次審査用経費として1者10万円を報酬（報償費）として支給する。

4 選定条件（技術提案書等提出者選定のための基準事項）

技術提案書等提出者の選定は、別に定める天草市本庁舎建設設計業務プロポーザル評価基準により、選定委員会において行う。

5 参加手続き

(1) プロポーザルに係る書類等の配布方法及び期間

ア 配布方法

プロポーザルに係る書類等は、天草市ホームページから入手するものとする。

イ 配布期間

平成27年4月6日（月）から平成27年4月24日（金）まで

(2) 募集及び選定スケジュール

区分	項目	日程(予定)
一次 審査	募集公告	平成27年4月6日(月)
	実施要領等の配布	平成27年4月6日(月)から4月24日(金)まで
	第1回質問の受付	平成27年4月6日(月)から4月13日(月)まで
	第1回質問の回答	平成27年4月20日(月)
	参加表明書及び参加表明書 関連書類の受付	平成27年4月20日(月)から4月27日(月)まで
	書類審査	平成27年5月20日(水)
	審査結果発表(公表及び通知)	平成27年5月22日(金)
二次 審査	第2回質問の受付	平成27年5月25日(月)から5月29日(金)まで
	第2回質問の回答	平成27年6月5日(金)
	技術提案書及び技術提案書 関連書類の受付	平成27年6月22日(月)から6月30日(火)まで
	ヒアリング審査	平成27年7月14日(火)
	審査結果発表(公表及び通知)	平成27年7月22日(水)

6 審査方法

審査は、一次審査(書類審査)及び二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング審査)の二段階審査とし、選定委員会において行う。

7 その他

詳細は、実施要領による。